

(写)

長門市告示第 168 号

令和 4 年 12 月長門市議会定例会招集告示（令和 4 年長門市告示第 162 号）の付議事件に次のとおり追加する。

令和 4 年 12 月 5 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 21 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 9 号）

第 22 号 長門市部課設置条例の一部を改正する条例

第 23 号 長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

第 24 号 長門市情報公開・個人情報保護審査会条例

第 25 号 財産の貸付料の免除について

令和 4 年 12 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議案

- 第 21 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 22 号 長門市部課設置条例の一部を改正する条例
- 第 23 号 長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例
- 第 24 号 長門市情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第 25 号 財産の貸付料の免除について

議案第 22 号

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

長門市部課設置条例（平成 17 年長門市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（部及び課の設置）</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。</p> <p>(1) 企画総務部</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ デジタル戦略課</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p><u>カ (略)</u></p> <p>キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 経済観光部</p> <p><u>ア 産業政策課</u></p> <p><u>イ 企業誘致・まちづくり推進課</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第 2 条 部及び課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務部</p> <p>ア 企画政策課</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>本則</p> <p>（部及び課の設置）</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。</p> <p>(1) 企画総務部</p> <p>ア (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ (略)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p><u>カ (略)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 経済観光部</p> <p><u>ア 産業戦略課</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>イ (略)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第 2 条 部及び課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務部</p> <p>ア 企画政策課</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(オ) ケーブルテレビに関する</u> <u>こと。</u></p>

<p>(削る)</p> <p><u>イ デジタル戦略課</u></p> <p><u>(ア) デジタル化の推進に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(イ) ケーブルテレビに関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p><u>カ</u> (略)</p> <p><u>キ</u> (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 経済観光部</p> <p>ア <u>産業政策課</u></p> <p>(ア) 産業_____</p> <p>_____に関する<u>こと(第1次産</u> <u>業及び企業誘致に関すること</u> <u>を除く。)</u>。</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p><u>イ 企業誘致・まちづくり推進課</u></p> <p><u>(ア) 企業誘致に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p><u>(カ) デジタル化の推進に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p><u>カ</u> (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 経済観光部</p> <p>ア <u>産業戦略課</u></p> <p>(ア) 産業(第1次産業を除 く。)に関する<u>こと</u> _____</p> <p>_____。</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p>(5) (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 23 号

長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

令和 4 年 12 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）の委任に基づく個人情報の提供に関する特例について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長（地方公営企業の管理者としての権限を行う場合を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）で使用用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第 3 条 市の機関が開示決定等をする場合における法第 83 条第 1 項及び第 84 条の規定の適用については、同項中「30 日以内」とあるのは「10 日以内」とし、同条中「60 日以内」とあるのは「40 日以内」と、「同条第 1 項」とあるのは「長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 4 年長門市条例第 ● 号）第 3 条の規定により読み替えて適用される前条第 1 項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第 4 条 法第 89 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第 87 条第 1 項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として

複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第 28 条第 4 項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

（長門市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第 5 条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、長門市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年長門市条例第●号）第 2 条に規定する長門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- （1）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- （2）法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- （3）前 2 号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（災害対策基本法に基づく名簿情報等の提供に関する特例）

第 6 条 市長は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項の規定により同項に規定する避難支援等関係者に対し同条第 1 項に規定する名簿情報を提供することについて審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときは、本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得ることなく、当該名簿情報の提供をすることができる。

2 前項の規定は、災害対策基本法第 49 条の 15 第 2 項の規定による同条第 1 項に規定する個別避難計画情報の提供について準用する。この場合において、前項の規定中「本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）」とあるのは、「避難行動要支援者等（同法第 49 条の 15 第 2 項に規定する避難行動要支援者等をいう。）」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（長門市個人情報保護条例の廃止）

第 2 条 長門市個人情報保護条例（平成 17 年長門市条例第 13 号）は、廃止する。

(長門市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の長門市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第13条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第22条又は第25条の規定による請求がされた場合における開示(これに係る旧条例第21条に規定する費用負担を含む。)、訂正等及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する電子計算機処理に係る同条第8号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第1項に規定する者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第30条第2項の委託を受けた業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第4条 長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年長門市条例第238号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施しなければならない。

（長門市体育館条例の一部改正）

第 5 条 長門市体育館条例（平成 17 年長門市条例第 181 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

（指定管理者の個人情報の取扱い）

第 12 条 市長は、第 10 条第 1 項の規定により指定をするときは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定に基づき指定管理者が講ずべき個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）の取扱いに関する安全管理措置（第 10 条第 1 項各号に掲げる事務に係るものに限る。）について、説明を求めるものとする。

議案第 24 号

長門市情報公開・個人情報保護審査会条例

令和 4 年 12 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、長門市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第 2 条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、長門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 長門市情報公開条例（平成 17 年長門市条例第 12 号。以下「情報公開条例」という。）第 15 条の 2 第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）

イ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした市の機関（長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 4 年長門市条例第●号。以下「法律施行条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）

ウ 長門市議会個人情報保護条例（令和 4 年長門市条例第●号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第 45 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした議長

(2) 公文書 情報公開条例第 8 条第 1 項の規定による公文書を公開するか否かの決定（次条第 1 項第 1 号において「公開決定等」という。）に係る公文書（情

報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)をいう。

(3) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。

ア 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等(次条第1項第3号において「開示決定等」という。)に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。)

イ 議会個人情報保護条例第20条第1項第5号、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等(次条第1項第5号において「開示決定等」という。)に係る保有個人情報(議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 情報公開条例第15条の2第1項の規定による諮問に応じ、公開決定等又は情報公開条例第6条の規定による公開の請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(2) 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項

(3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(4) 法律施行条例第5条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(5) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は議会個人情報保護条例第18条第2項、第31条第2項若しくは第38条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する事項について建議することができる。

3 審査会は、法律施行条例第6条第1項及び第2項の規定により、市長から意見を求められた避難行動要支援者に係る名簿情報の提供及び個別避難計画情報の提供について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第5条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまでの間引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査審議)

第8条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第10条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第12条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人

等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査請求に係る調査審議以外の調査審議)

第15条 審査会は、第4条第1項第2号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは実施機関に対して、同項第4号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは市の機関に対して、同項第6号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第1項第2号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは実施機関以外の者に対しても、同項第4号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは市の機関以外の者に対しても、同項第6号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは議会以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第6条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(長門市情報公開条例の一部改正)

第2条 長門市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「長門市個人情報保護条例（平成17年長門市条例第13号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第15条の2第1項中「(以下「審査会」という。)を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

(情報公開条例の改正による旧審査会の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の情報公開条例第16条の規定により設置された長門市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 施行日前に旧審査会にされた審査請求に関する諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際旧審査会が行っている法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の長門市個人情報保護条例(平成17年長門市条例第13号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する調査審議については、第4条に規定する審査会の所掌事項に該当すると認められるものに限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。

4 施行日前に旧審査会により行われた災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第49条の11第2項に規定する名簿情報の提供に関する審査会の意見については、第4条第3項の規定により審査会によって行われたものとみなす。

議案第 25 号

財産の貸付料の免除について

財産の貸付料を免除することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 貸付料を免除する財産

土地

所在 長門市深川湯本字湯端 2266 番

合計面積 35.26 m²

2 貸付けの相手方

長門市東深川 863 番地

長門湯守株式会社

代表取締役 大谷和弘

代表取締役 伊藤就一

3 貸付料を免除する期間

令和 5 年 3 月 17 日から令和 7 年 2 月 28 日までの期間（貸付期間は 30 年間）

4 貸付料を免除する額

令和 5 年 3 月から令和 7 年 2 月まで 月額 250,000 円

5 貸付料を免除する理由

2 に掲げる長門湯守株式会社は、1 に掲げる土地において長門湯本温泉観光まちづくり 恩湯等施設運営事業を行っており、引渡日から令和 2 年 3 月の開業後 3 年を経過するまでの期間、財産の貸付料を免除している。

しかるに恩湯等施設は、開業当初から新型コロナウイルス感染症まん延等の影響により健全経営に支障をきたしていることから、貸付料の免除期間の延長について市議会の議決を求めるもの。